

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.196 2019/10/4

1 「食品衛生法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令案」に関する御意見の募集について

9月30日、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課は標記募集を公表した。締め切りは10月29日。その主な内容は次のとおり。

- 改正法による改正後の法第58条（食品リコール情報の報告制度）第1項の規定による食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合は、営業者が製造等した食品等について、当該営業者が回収に着手する時点において次に掲げる状況のいずれかに該当する場合とする。
  - ① 当該食品等が不特定又は多数の者に対して販売されたものではないなど、容易に回収できることが明らかな場合
  - ② 当該食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合
- 営業者が、食品等を回収する場合は、回収に着手した後遅滞なく、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
  - ① 営業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - ② 営業者が回収の事務を他の者に指示又は委託した場合は当該者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - ③ 当該食品等の商品名及び一般的な名称、食品等に関する表示の内容その他の当該食品等を特定するために必要な事項
  - ④ 当該食品等が改正法による改正後の法第58条第1項各号のいずれかに該当すると判断した理由 等

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190216&Mode=0>

概要

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000192717>